議案第25号

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について 甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和4年2月28日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

甲府市個人情報保護条例(平成15年12月条例第42号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改める。

第5条第2項第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2 条第9項」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。